

鶴見川流域は特定都市河川浸水被害対策法の適用流域です。

平成17年4月1日に鶴見川流域が“特定都市河川浸水被害対策法”の「特定都市河川流域」に指定されました。(指定の範囲は、裏面参照)

“特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)”は、平成16年5月15日より新たに施行された法律です。

都市部を流れ、著しく市街化が進行する流域をもつ河川(鶴見川流域の現況市街化率は約85%【H15年時点】)の、水害発生時のダメージの大きさや、大規模な河川整備の困難性等を判断目安に“特定都市河川”として、また、流域を“特定都市河川流域”として指定するものです。(鶴見川の場合、国土交通大臣が指定)

※その後全国の都市河川(新川(愛知県)【H18.1】、寝屋川(大阪府)【H18.7】、巴川(静岡県)【H21.4】、境川(愛知県)【H24.4】、猿渡川(愛知県)【H24.4】、境川(神奈川県)【H26.6】、地引川(神奈川県)【H26.6】)が指定されました。

指定により、水害に強いまち(流域)づくりを目指して、主に次の取り組みを進めています。(鶴見川流域の目指す将来像を示した「鶴見川流域水マスタープラン」にも適合した取り組みとなっています。)

①河川管理者、下水道管理者、流域の地方公共団体は、近年全国で多発する集中豪雨の発生なども視野に入れ、新たに「流域水害対策計画」を共同で策定する役目を担い、連携は強化され、更に安全性を高める有効かつ効率的な浸水被害対策(河川改修、下水道整備、雨水貯留浸透施設整備等)を着実に実施することになります。[法第4条]

※平成19年3月「鶴見川流域水害対策計画」策定済み

②流域の現在の安全性を最低限維持、また、少しずつでも高めるために、

- 1) 流域内の住民・事業者は雨水を貯留浸透させる努力 [法第5条、第40条]
 - 2) 新たに“雨水浸透阻害行為(面積:1,000m²以上)”を行う場合の許可の取得(雨水の流出を抑制する最小限の対策実施を伴う) [法第30条] (※公共事業も必要 [法第35条])
 - 3) 既存の雨水の流出抑制機能をもつ防災調整池の保全 [法第47条] (※法第44条には、流域指定以降、別途防災調整池毎に都県市長が保全調整池としての指定を可能とする条項もあります。)
- など、協力をお願いしております。

指定日から許可を要す事項(法律の条文は、裏面をご覧ください)

流域内で“雨水浸透阻害行為”を行う場合の許可(法第30条)

面積1,000m²以上の雨水浸透阻害行為からが対象です。

※事業エリア面積ではなく、雨水浸透阻害行為にあたる面積が対象です。

申請書の提出(法第31条申請の手続き)

雨水浸透阻害行為を行う地域の自治体の窓口(裏面参照)へ申請
※申請については、次ページをご覧ください。

※従来の都市計画法第29条(開発行為の許可)や宅地造成等規制法第8条(宅地造成に関する工事の許可)等とは別に申請が必要です。

許可(法第32条許可の基準)

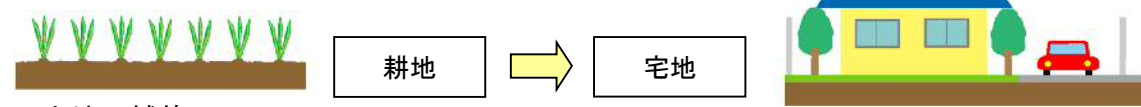
許可を受けるには対策工事(雨水貯留浸透施設の設置)の計画が技術的基準を満足していることが必要です。

※開発行為等に際し行う対策を同一施設で兼ねることは可能です。但し、各基準を満足することが必要です。

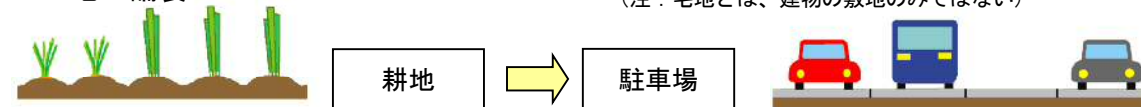
雨水浸透阻害行為に該当する行為

○許可を必要とする雨水浸透阻害行為の具体例

1. 「宅地等」にするために行う土地の形質の変更

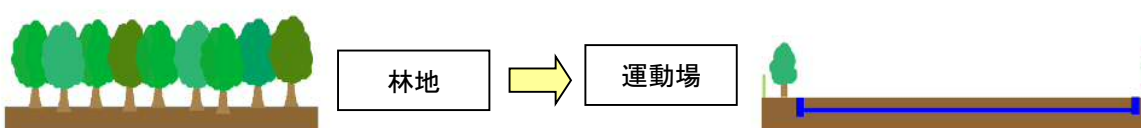


2. 土地の舗装

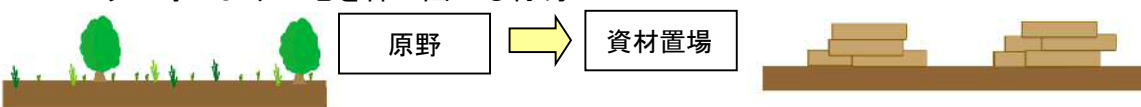


(注:宅地とは、建物の敷地のみではない)

3. 排水施設を伴うゴルフ場、運動場の設置



4. ローラー等により土地を締め固める行為



従前の土地の形質を改変するような行為は、雨水浸透阻害に該当します。

注)「宅地等」に含まれる土地:宅地,池沼,水路,ため池,道路,鉄道,飛行場
「宅地等」以外の土地:山地,林地,耕地,原野

雨水浸透阻害行為に該当すると思ったら・・・

雨水浸透阻害行為に該当する行為の面積を算定

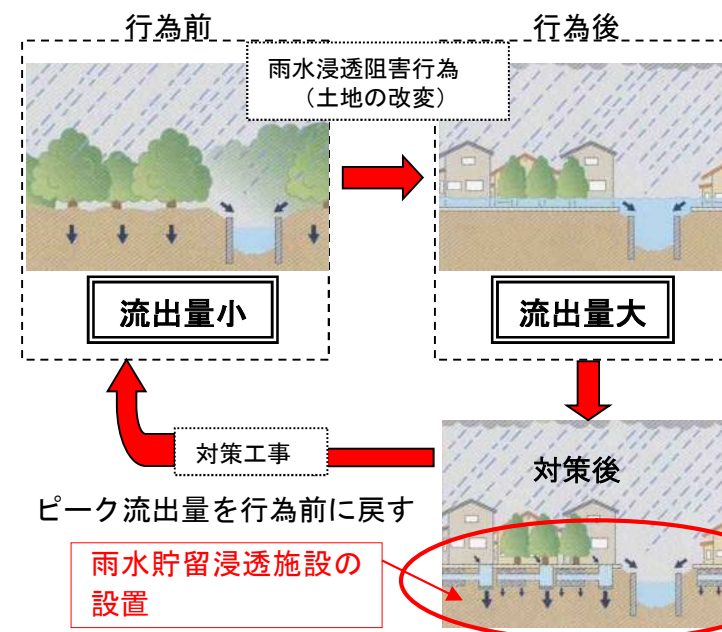
1,000 m²以上の場合、行為を行う地域の自治体窓口(裏面参照)で確認を受けて下さい

該 当

申請に向けた準備
(必要書類の作成・対策工事の検討など)

申請書を提出(提出先は裏面の窓口へ)
※具体的な申請手続きについては窓口へ

<雨水浸透阻害行為と対策の概念>



ホームページアドレス

◇法律の概要、法律・政令・省令(許可申請様式)、全国の候補河川などをご覧になりたい方は

国土交通省河川局HP http://www.mlit.go.jp/river/hourei_tsutatsu/bousai/gaiyou/houritu/index_toshikasen.html

◇特定都市河川流域の指定範囲(鶴見川流域)、申請手続きの概要、鶴見川流域水マスタープランなどをご覧になりたい方は

国土交通省京浜河川事務所HP <http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/index.htm>